# ゆいの杜小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めている。

平成25年度のいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の施行,及び平成29年10月に改訂された市の「宇都宮市いじめ防止基本方針」に基づき,本校としてもいじめ対応を充実させる必要があることから本校の基本方針を策定する。

### ※ (法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該 学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### (1)基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外 を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよ う、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるように します。
- O いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自 主的な活動を支援します。
- 〇 学校, 市, 家庭, 地域その他の関係者との連携の下, いじめの問題を組織的に克服 することを目指します。

## (2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発 見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

- ① いじめの防止
  - ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
  - ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として 捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。
- ② いじめの早期発見
  - いじめの早期発見のための体制を整備する。
  - 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ③ いじめの対処
  - ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。

- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

## ④ 家庭, 地域との連携

- 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校 や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

### ⑤ 関係機関等との連携

・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに関わる組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

#### (1)組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員がそろわなくても開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ対策等委員会

### [構成員]

管理職、主幹教諭、児童指導主任、スクールカウンセラー(地域学校園SC)、その他、事案に応じて関係児童の担任等を加えるなど、柔軟に対応する。

## [取組内容]

- いじめの防止等の全体指導計画の立案。改善
- 校内研修会の企画・立案
- 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- 指導計画の実施状況の把握と改善

など

## ② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

- ③ 児童に関する情報交換
  - 毎月の職員会議後情報交換を行い、情報を共有する。

### (2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成に当たっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるように配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめの根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校ホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えたりして、積極的に周知する。

## ① いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の 取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

- ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施
  - あいさつ運動の実施(6月・9月・12月)
  - 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施(2月)
- イ「いじめゼロ強調月間」の取組の実施
  - ・ いじめ根絶標語の作成と掲示
  - 生活委員によるいじめゼロ集会(年1回以上実施)
  - 「うつのみや いじめゼロ宣言」の掲示
  - 配付物に「いじめゼロロゴ」の掲載(5月・9月)
  - いじめゼロシールの着用
  - いじめに関するアンケート調査(「ゆい杜・心のアンケート」年4回実施)
  - ・ いじめに関する内容(「生命の大切さ」,「思いやり」)を含んだ道徳科の授業 の実施
- ウ「宮っ子心の教育」の実施
  - 人権週間の実施
  - 人権集会
  - ・ 人権作文の読み聞かせ
  - 授業参観における道徳科の授業公開
- エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導
  - 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳 科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととし て捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会 や場を設定する。
  - ・ あいさつ運動の実施
- オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施
  - ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進を行う。

(ノースマホ・ノーゲームデーの啓発)

- ・「情報メディア教育年間指導計画」に基づき、「受け取る側の気持ちを考えた行動」「掲示板やブログを利用するときのルールやマナー」などを指導する。 (年間1回以上)
- カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等
  - 取組チェックシートによる点検
  - いじめゼロ強調月間終了後、職員会議で取組状況・成果等を報告し、共通理解を図る。
- キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進
  - ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に関わる児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導

### ② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係 の構築に努める。

- ア 児童、保護者への相談窓口等の周知
  - 学校だより、学年だより等の活用
  - 「なんでも相談ポスト」の設置と活用
- イ スタンダードダイアリーの活用
  - 「相談コーナー」の周知と活用
  - ・「宮っ子の誓い」「うつのみや いじめゼロ宣言」の周知
- ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施
  - ・ 児童への定期的なアンケート調査(「ゆい杜・心のアンケート」年4回実施) や教育相談(年2回以上)等の実施
  - アンケート調査を教育相談期間前に、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなど、実効性の向上
  - Q-Uの実施
- エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見
  - ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用や、家庭との連携などにより、ネットいじめを早期に発見する。
  - ・ 家族に対する、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての 啓発を図る。
  - ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全 てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象になり得ることを理 解させるなど、児童への指導を行う。
- オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施
  - いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等様々であり、 教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重

要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用し、校内研修を実施する。

### カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・ 認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の 対応や方向性等についての連携を行う。

## ③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害 児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児 童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

## ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

被害者,加害者,関係児童から事情を聴くなどして「いつ(いつ頃から),誰から行われ,どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員はどのように対応したか」など,可能な限り客観的な事実関係の把握に努めるとともに,情報の一連の対応について適切に記録する。

### イ 児童・保護者への迅速な対応

いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の 安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指 導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

#### ウ「いじめの解消」の定義について

・「いじめに関わる行為が少なくとも3カ月止んでいる状態」かつ「被害児童が 心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面談等により確認した状態」である。なお、被害の重大性から、解決には3カ月以上の期間が必要と判 断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

### エ 学校全体での組織的対応

いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を共通理解する。 特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導指針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携する。

### オ 外部機関等との連携

いじめ解決に向けた保護者との連携については、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携しながら解決を目指す。

# ④ 家庭, 地域及び関係機関等との連携

- ア PTA との連携、家庭への啓発 学年、学級懇談会、学年だより、学校だより等を活用した啓発を行う。
- イ 地域との連携 いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する
- ウ 関係機関等の連携 いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等、警察への相談・通報を行う。

## 3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間(年間30日間を目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

## 4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。